

7/9(月) 開始

# 外国人住民のみなさんも 住民基本台帳制度の適用対象に

「住民基本台帳法の一部改正する法律」が施行されるに伴い、7月9日から、外国人住民のみなさんも住民基本台帳制度の適用対象となります。

これにより、外国人住民にも「住民票」が作成され「住民票の写し」(または住民票記載事項証明書)の交付を受けることができます。

また、7月9日以降に転入(入国を含む)・転居・転出などを予定している外国人住民は、次の手続きが必要です。

## 外国人住民とは…

入管法上の在留資格をもち、日本に中长期に留する「中长期在留者」(在留カード交付対象者)、「短期滞在」の在留資格を有する人(以下)の在留期間を有する人(以下)が対象外です。

## 住民票の写しなどの取得(住民票交付申請)

7月9日以降は、従来の外国人登録原票記載事項証明書に代わり「住民票の写し」などの交付を申請することになります。

また「住民票の写し」などの交付を申請できるのは、本人または本人と同一世帯の人です。それ以外の人が申請する場合は、「委任状」が必要です。

## 持参するもの

本人確認書類(外国人登録証明書、在留カード(7月9日以降)、特別永住者証明書(7月9日以降)、運転免許証、旅券、健康保険証など(以下)「本人確認

書類)と(1)。

## 交付申請場所

市役所市民課、印旛支所市民福祉課、本埜支所市民福祉課、各出張所。

## 転入の手続き(転入届)

1) 7月9日以降、ほかの市区町村から印西市に転入する場合

1 届け出の期間：印西市に住み始めた日から14日以内。  
2 届出人：本人・世帯主または代理人(委任状が必要)。

3 必要な物：前住所地の市区町村で発行された転出証明書、届出人の本人確認書類。

4 注意事項：外国人住民を世帯主とする世帯に、外国人住民が新たに属する場合などには、原則として、世帯主と本人との続柄を証明できる文書(例えば、日本の市区町村で発行された婚姻の届出など)に関する受理証明書、もしくは本国の政府など公的機関が発行したもので、出生証明書、婚姻証明書など)が必要で

## 外国人に係る 登録手続きが変わります

### 外国人登録証明書が変わります

平成21年7月15日、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」が公布されました。

今回、新たな在留管理制度が平成24年7月9日から導入されることになり、外国人登録制度は廃止されます。

## 外国人登録証明書が変わります

これまでの「外国人登録証明書」に代わり、\*中・長期在留者には新たに「在留カード」が交付されます。

\*中・長期在留者とは…観光目的などの短期滞在者などを除く3カ月を超えて在留期間が決定された人をいいます。

現在お持ちの「外国人登録証明書」は、新たな制度が始まる前から一定の期間は新制度の

続柄を証明できる文書(本国の政府など公的機関が発行したもので、出生証明書、婚姻証明書など)が必要です。

(1)(2)ともに、世帯主との続柄を証明できる文書は、併せて日本語の翻訳文も必要です。

## 転居の手続き(転居届)

7月9日以降印西市内で転居した場合(住所を変えたときまたは引越したとき)

1 届け出の期間：転居した日から14日以内。  
2 届出人：本人・世帯主または代理人(委任状が必要)。

3 必要な物：届出人の本人確認書類。

4 注意事項：転入の手続き(1)の④と同じです。

## 転出の手続き(転出届)

### 外国人に係る 登録手続きが変わります

証明書(在留カード)とみなされますので、すぐに切り替えを

7月9日以降、印西市から他市区町村に住所を移す場合および日本国を出国する場合

1 届け出の期間：あらかじめ引越す前、または転出後14日以内(出国の場合は、あらかじめ出国する前)。

2 届出人：本人・世帯主または代理人(委任状が必要)。

3 必要な物：届出人の本人確認書類。

4 注意事項：転入の手続き(1)の④と同じです。

7月9日以降、印西市から他市区町村に住所を移す場合および日本国を出国する場合

7月9日以降、印西市から他市区町村に住所を移す場合および日本国を出国する場合

1 届け出の期間：あらかじめ引越す前、または転出後14日以内(出国の場合は、あらかじめ出国する前)。

2 届出人：本人・世帯主または代理人(委任状が必要)。

3 必要な物：届出人の本人確認書類。

4 注意事項：転入の手続き(1)の④と同じです。

7月9日以降世帯主や世帯に変更があったとき

1 届け出の期間：変更があった日から14日以内。  
2 届出人：本人・世帯主または代理人(委任状が必要)。

3 必要な物：届出人の本人確認書類。

4 注意事項：転入の手続き(1)の④と同じです。

世帯変更の手続き(世帯変更届)

7月9日以降世帯主や世帯に変更があったとき

1 届け出の期間：変更があった日から14日以内。  
2 届出人：本人・世帯主または代理人(委任状が必要)。

3 必要な物：届出人の本人確認書類。

4 注意事項：転入の手続き(1)の④と同じです。

世帯変更の手続き(世帯変更届)

7月9日以降、印西市から他市区町村に住所を移す場合および日本国を出国する場合

1 届け出の期間：あらかじめ引越す前、または転出後14日以内(出国の場合は、あらかじめ出国する前)。

2 届出人：本人・世帯主または代理人(委任状が必要)。

3 必要な物：届出人の本人確認書類。

4 注意事項：転入の手続き(1)の④と同じです。

7月9日以降世帯主や世帯に変更があったとき

1 届け出の期間：変更があった日から14日以内。  
2 届出人：本人・世帯主または代理人(委任状が必要)。

3 必要な物：届出人の本人確認書類。

4 注意事項：転入の手続き(1)の④と同じです。

世帯変更の手続き(世帯変更届)

7月9日以降世帯主や世帯に変更があったとき

1 届け出の期間：変更があった日から14日以内。  
2 届出人：本人・世帯主または代理人(委任状が必要)。

3 必要な物：届出人の本人確認書類。

4 注意事項：転入の手続き(1)の④と同じです。

世帯変更の手続き(世帯変更届)

## 「外国人登録原票記載事項証明書」が発行されなくなります

7月9日(月)以降、外国人登録原票は入国管理局で管理することになるため、市役所では外国人登録原票記載事項証明書等の発行ができなくなります。

現行の外国人登録制度に係る外国人登録原票の開示請求(居住歴や氏名・国籍の変更履歴等について開示を求める場合)は、ご本人が直接法務省へ請求していただくこととなります。

詳しくは、法務省のホームページをご覧ください。

【法務省ホームページ】  
「外国人登録法廃止後の外国人登録原票の開示請求に係るお知らせ」  
[http://www.moj.go.jp/hisho/bunsho/hisho02\\_00016.html](http://www.moj.go.jp/hisho/bunsho/hisho02_00016.html)  
市民課戸籍班(☎内線 232・233)

「外国人登録原票記載事項証明書」が発行されなくなります。7月9日(月)以降、外国人登録原票は入国管理局で管理することになるため、市役所では外国人登録原票記載事項証明書等の発行ができなくなります。現行の外国人登録制度に係る外国人登録原票の開示請求(居住歴や氏名・国籍の変更履歴等について開示を求める場合)は、ご本人が直接法務省へ請求していただくこととなります。詳しくは、法務省のホームページをご覧ください。【法務省ホームページ】「外国人登録法廃止後の外国人登録原票の開示請求に係るお知らせ」http://www.moj.go.jp/hisho/bunsho/hisho02\_00016.html 市民課戸籍班(☎内線 232・233)